

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の概要

(1) 幼児期の教育・保育

保育所、認定こども園等の施設の利用に加え、少人数のこどもを保育する地域型保育事業を実施しています。

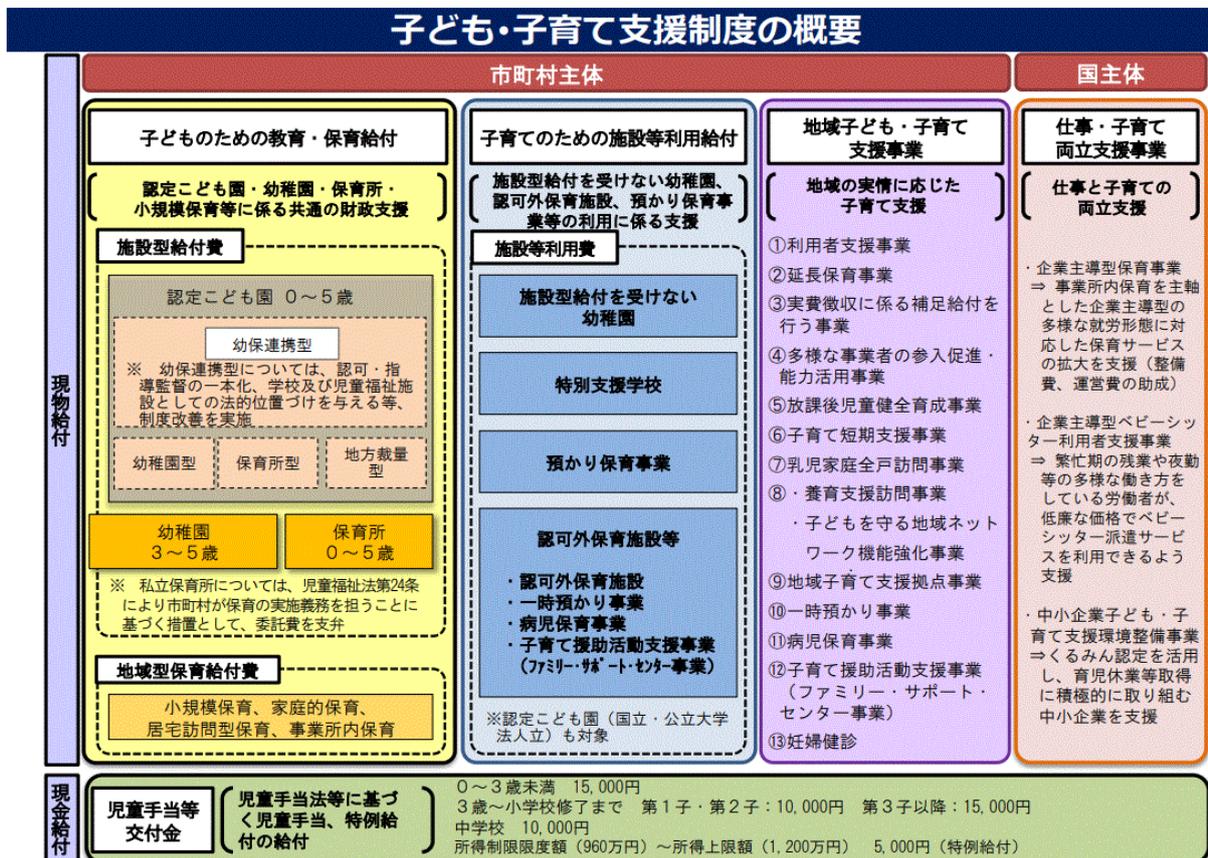
(図表 5-1) 幼児期の教育・保育の概要

| | 内容 | 提供施設・事業 |
|----|---------------------------------------|--------------------|
| 保育 | 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護し、教育を行います。 | 保育所、認定こども園、地域型保育事業 |
| 教育 | 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。 | 認定こども園 |

(2) 地域子ども・子育て支援事業

在宅で子育てをしている家庭も含め全ての子育て家庭を支援する仕組みであり、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、学童保育事業のほか、利用者支援事業などを実施しています。また、児童福祉法改正や子ども・子育て支援法改正による新事業として、子育て世帯訪問支援事業や産後ケア事業のほか令和8年度からは乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）にも取り組むこととしています。

(図表 5-2) 子ども・子育て支援新制度の概要

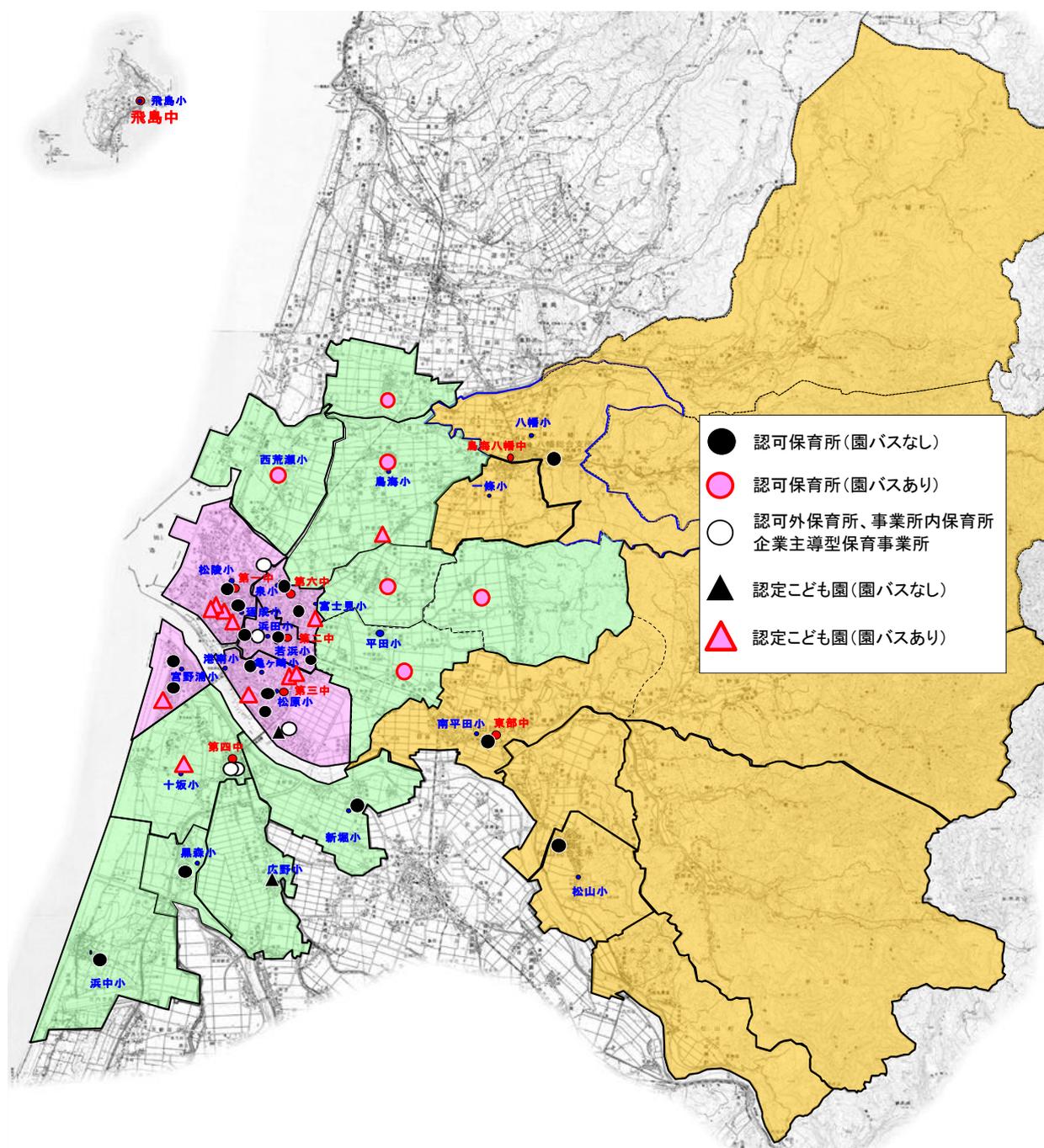


2 教育・保育提供区域の設定

第2期子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の幼児教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供する施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を設定しています。

本市の場合、移動手段が自動車によるところが大きく、施設を選択する際の理由も近居だけでなく、通勤経路や施設の方針、開所時間など多岐にわたっていること、施設の分布が人口の分布と整合性がとれていること、現在も市全域で入所調整を行っている中で待機児童が発生していないことなどの理由から、本計画期間においても、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。

(図表 5-3) 酒田市の幼児期の教育・保育施設の分布



3 人口推計

令和4年から令和6年までの各年3月末日の住民基本台帳人口より算出した、年齢区分別の令和7年から令和11年までの人口推計は以下のとおりです。令和7年以降各区分で人口は減少する見込みであり、令和11年には令和6年に比べて2割程度の減少が見込まれます。

以降の幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みの算出については、基本的にこの人口推計値を使用しています。(図表5-4)

(図表5-4) 0歳～17歳までの年別人口推計

| 年齢区分 | R6 (確定) | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | 増減率 (R11/R6) |
|--------|------------|--------|--------|--------|-------|-------|-----------------|
| 0歳 | 382 | 403 | 390 | 378 | 362 | 350 | ▲8.4% |
| 1～2歳 | 956 | 864 | 824 | 832 | 805 | 777 | ▲18.7% |
| 3～5歳 | 1,544 | 1,513 | 1,430 | 1,344 | 1,276 | 1,220 | ▲21.0% |
| 6～8歳 | 1,910 | 1,740 | 1,646 | 1,517 | 1,487 | 1,406 | ▲26.4% |
| 9～11歳 | 2,041 | 2,017 | 1,952 | 1,900 | 1,731 | 1,637 | ▲19.8% |
| 12～14歳 | 2,216 | 2,123 | 2,051 | 2,024 | 2,001 | 1,938 | ▲12.5% |
| 15～17歳 | 2,378 | 2,367 | 2,293 | 2,173 | 2,083 | 2,011 | ▲15.4% |
| 合計 | 11,427 | 11,027 | 10,586 | 10,168 | 9,745 | 9,339 | ▲18.3% |

資料：コーホート変化率法¹により令和4～6年の3月31日の住民基本台帳人口より推計したもの

4 幼児期の教育・保育の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

【利用者数の現状と見込み】

- ・3～5歳児については、現状でもほとんどの子が何かしらの教育・保育施設を利用しており、利用率はほぼ頭打ちとなっています。今後出生数(人口)の減少により、施設利用者数は減少していく見込みです。
- ・幼児教育・保育の無償化により、1号認定²(教育部分)より2号認定(保育部分)を希望する傾向がみられることから、1号認定の利用者数は見込み以上に減少することも想定されます。
- ・0～2歳児の施設利用率は6～7割で推移していますが、特に1～2歳児の施設利用率が高い割合にあることから、女性の就業率が増加していることが伺えます。
- ・今後女性の就業率が上昇すれば、見込み以上に低年齢児の利用率が上昇することが想定され、特に市街地では低年齢児の利用が増加する可能性があります。

【今後の方向性】

- ・特に低年齢児の受入に対応できるよう保育士の確保に努める必要があります。
- ・3～5歳児の利用者数が減少する見込みのため、年齢区分ごとの定員の見直しも含め、適正

1「コーホート変化率法」…コーホートとは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2「1号認定」…幼児教育の利用(3歳以上児)。2号認定は保育の利用(3歳以上児)。3号認定は保育の利用(3歳未満児)。

■第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

な定員管理を図ります。

- ・新たな施設の設置・拡充が難しい状況の中、特に市街地での低年齢児の利用に対応するため、引き続き既存の事業所内保育施設等の「地域型保育事業」との連携を推進します。

| | | | R7(1年目) | | | | R8(2年目) | | | | R9(3年目) | | | | R10(4年目) | | | | R11(5年目) | | | | | | | |
|---------------------------|---|-------------------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|----------|--------|-------|------|------|------|------|------|
| | | | 0歳 | | 1～2歳 | | 3～5歳 | | 0歳 | | 1～2歳 | | 3～5歳 | | 0歳 | | 1～2歳 | | 3～5歳 | | 0歳 | | 1～2歳 | | 3～5歳 | |
| | | | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 | | うち1号 |
| 利用者数の見込み | 各市町村の子ども | A 各市町村施設を利用予定の子ども | 309 | 697 | 1,502 | 242 | 299 | 665 | 1,420 | 229 | 290 | 672 | 1,335 | 215 | 278 | 650 | 1,267 | 204 | 269 | 629 | 1,212 | 195 | | | | |
| | | B 他市町村施設を利用予定の子ども | 4 | 4 | 8 | 3 | 4 | 4 | 8 | 3 | 4 | 4 | 8 | 3 | 4 | 4 | 8 | 3 | 4 | 4 | 8 | 3 | | | | |
| | C 他市町村の子ども | | 6 | 8 | 10 | 4 | 6 | 8 | 10 | 4 | 6 | 8 | 10 | 4 | 6 | 8 | 10 | 4 | 6 | 8 | 10 | 4 | | | | |
| | ① 合計(A+C) | | 315 | 705 | 1,512 | 246 | 305 | 673 | 1,430 | 233 | 296 | 680 | 1,345 | 219 | 284 | 658 | 1,277 | 208 | 275 | 636 | 1,222 | 199 | | | | |
| 提供量の確保 | 特定教育・保育施設 | D 各市町村施設の子どもの受入れ | 308 | 857 | 1,871 | 296 | 293 | 815 | 1,779 | 281 | 283 | 787 | 1,719 | 272 | 271 | 753 | 1,644 | 260 | 260 | 723 | 1,580 | 250 | | | | |
| | | E 他市町村の子どもの受入れ | 6 | 8 | 10 | 4 | 6 | 8 | 10 | 4 | 6 | 8 | 10 | 4 | 6 | 8 | 10 | 4 | 6 | 8 | 10 | 4 | | | | |
| | | F 他市町村施設での受入れ | 4 | 4 | 8 | 3 | 4 | 4 | 8 | 3 | 4 | 4 | 8 | 3 | 4 | 4 | 8 | 3 | 4 | 4 | 8 | 3 | | | | |
| | 確認を受けない幼稚園 | G 各市町村施設の子どもの受入れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H 他市町村の子どもの受入れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | I 他市町村施設での受入れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域型保育 | J 各市町村施設の子どもの受入れ | 6 | 14 | | | 6 | 14 | | | 6 | 14 | | | 6 | 14 | | | 6 | 14 | | | | | | |
| | | K 他市町村の子どもの受入れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | L 他市町村施設での受入れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | M 企業主導型保育施設の地域枠 | | 15 | 36 | | | 15 | 36 | | | 15 | 36 | | | 15 | 36 | | | 15 | 36 | | | | | | |
| | N 認可外保育施設等(※) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | O 幼稚園及び預かり保育 一時預かり事業 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | P その他() | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 合計(D+E+G+H+J+K+M+N+O+P) | | 335 | 915 | 1,881 | 300 | 320 | 873 | 1,789 | 285 | 310 | 845 | 1,729 | 276 | 298 | 811 | 1,654 | 264 | 287 | 781 | 1,590 | 254 | | | | | |
| ②-① 需給ギャップ | | 20 | 210 | 369 | 54 | 15 | 200 | 359 | 52 | 14 | 165 | 384 | 57 | 14 | 153 | 377 | 56 | 12 | 145 | 368 | 55 | | | | | |
| Z 推計人口 | | 403 | 864 | 1,513 | | 390 | 824 | 1,430 | | 378 | 832 | 1,344 | | 362 | 805 | 1,276 | | 350 | 777 | 1,220 | | | | | | |
| 保育(教育)利用率((A+B)/Z) | | 77.7% | 81.1% | 99.8% | 16.2% | 77.7% | 81.2% | 99.9% | 16.2% | 77.8% | 81.3% | 99.9% | 16.2% | 77.9% | 81.2% | 99.9% | 16.2% | 78.0% | 81.3% | 100.0% | 16.2% | | | | | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・ニーズ調査を実施していないことから、利用者数の見込みについては、推計人口に実利用割合を乗じて算定しました。
- ・各年度の利用者数の見込みは、年度途中からの利用者も含めた年度末時点における最大の利用者数により推計しています。

【提供量の確保について】

- ・認可保育所(25園)と認定こども園(11園)、地域型保育所、企業主導型保育所、認可外保育所の利用定員に加え、広域入所を加味して算出しています。
- ・各施設の定員については、児童数の減少に伴う定員の減少を想定しています
- ・広域入所は令和6年度8月現在の利用者数を計上し、人口推計は加味せず、同数で推移するものとして算定しています。

5 地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

- ・こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供をします。また、必要に応じ相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。
- ・令和5年に改正された児童福祉法に基づき「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した「こども家庭センター」において相談支援を実施し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭を支援します。

【今後の方向性】

- ・地域の課題や子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくりなどの事業を明確化していきます。
- ・専任の相談員に気軽に相談ができる環境の整備を行います。
- ・情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) |
|--------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 実施の見込み | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

- ・乳幼児と保護者のために、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行うほか、相互の交流を推進します。(令和6年度:常設7箇所、出張1箇所)

【今後の方向性】

- ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの状況の中、保護者の不安感や孤独感を解消するための取組みを推進します。
- ・児童センター、子育て支援センター(酒田、八幡、松山、平田、西荒瀬)、つどいの広場などで、乳幼児とその保護者の居場所づくりや相談対応、各種子育て支援事業を継続します。また、「出張型つどいの広場」事業の実施等により、拠点施設がない地域においてもサービスが利用しやすい環境をつくれます。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位:人日) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 利用者数の見込み | 44,007 | 42,021 | 40,196 | 38,109 | 36,284 | |
| 提供量の確保 | 44,007 | 42,021 | 40,196 | 38,109 | 36,284 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・実利用実績に推計人口の変化率を乗じて算定しています。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

- ・母子の疾病等の早期発見、早期治療等を目的に、健診業務を医療機関に委託し、妊娠週数に合わせた検査や保健指導を行います。

【今後の方向性】

- ・妊婦の疾病等の早期発見、早期治療につなげ、母子ともに安全安心な出産を目指します。
- ・妊婦健康診査への助成を行うことで、定期的な受診を促進し、安心して健やかな出産に臨めるよう支援します。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | |
|------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--------|
| 受診件数の見込み | 403 | 390 | 378 | 362 | 350 | (単位：人) |
| のべ利用回数の見込み | 4,836 | 4,680 | 4,536 | 4,344 | 4,200 | (単位：回) |
| 提供量の確保 | 4,836 | 4,680 | 4,536 | 4,344 | 4,200 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・妊娠届出者数の推計値（人）に平均受診回数 12 回を掛けて計上しました。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- ・保健師等が全出生児の家庭を訪問し、こどもの発育状態の確認や母親の育児不安等に対して必要な助言や子育てに関する情報を提供することで、安心して育児ができるよう支援します。

【今後の方向性】

- ・乳児と保護者の状況を把握するとともに、安心して育児ができるように、保護者に必要な支援や助言を行っていきます。特別な支援が必要と認められる場合は、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--------|
| 全戸訪問の見込み | 403 | 390 | 378 | 362 | 350 | |
| 提供量の確保 | 403 | 390 | 378 | 362 | 350 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・各年の0歳児の推計人口を計上しました。

（５）養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

①養育支援訪問事業

【事業概要】

- ・養育支援が特に必要な家庭に子ども家庭支援員が訪問し指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育環境を確保します。

【今後の方向性】

- ・子育て世帯訪問支援事業へ移行したため、本事業は令和4年度で終了しました。

②子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

- ・児童虐待防止や特定妊婦のフォロー等を推進するため、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関や関係機関等の職員の専門性強化、連携強化等に取り組みます。

【今後の方向性】

- ・虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために、引き続き関係機関で情報や対応を共有し、円滑な連携・協力を確保していきます。

（6）子育て短期支援事業

【事業概要】

- ・保護者の疾病等により、家庭において児童を養育できない場合、配偶者の暴力により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行います。
- ・令和6年度から平日の夜間または休日に保護者が仕事その他の理由により不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合などに児童福祉施設で保護する夜間養護等（トワイライトステイ）を開始しました。

【今後の方向性】

- ・利用件数は必ずしも多くはないですが、ひとり親家庭や就業形態の多様化等に伴うニーズに対応していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年の実績値から算定しました。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人日) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 利用件数の見込み | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | |
| 提供量の確保 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

（7）ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

- ・小学生までのこどもの保護者等を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動の調整を行います。また、会員を対象に育児に関する研修会を実施します。

【今後の方向性】

- ・保育所、小学校、学童保育所、習い事などの送迎等を中心に、子育てと仕事との両立を支援します。
- ・安定した事業展開を図るために、新たな提供会員の確保と人材育成に取り組んでいきます。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人日) |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 利用者数の見込み (未就学) | 330 | 313 | 302 | 288 | 276 | |
| 利用者数の見込み (小学生) | 420 | 402 | 381 | 358 | 338 | |
| 提供量の確保 | 750 | 715 | 683 | 646 | 614 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・実利用実績に推計人口の変化率を乗じて算定しています。

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（保育所等における在園児以外の預かり）

【事業概要】

- ・保護者の急な用事などにより一時的に家庭で面倒をみるのが困難になったこどもを、保育所やつどいの広場などで預かり、保育します。

【今後の方向性】

- ・保護者の急な用事、週3日程度の就労、子育てに伴う心理的、身体的負担の解消等のニーズに応えるため、保育所等を利用していないこどもの預かり保育を実施します。
- ・休日のニーズにも対応するため、休日保育事業による一時預かりも実施します。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人日) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 利用者数の見込み | 1,855 | 1,764 | 1,704 | 1,630 | 1,566 | |
| 提供量の確保 | 1,855 | 1,764 | 1,704 | 1,630 | 1,566 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・実利用実績に推計人口の変化率を乗じて算定しています

②一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

- ・認定こども園の在園児を対象に、教育時間後の預かり保育を実施します。
- ・保育の必要性のあるこどもで、認定こども園（教育）を利用している家庭については定期的に利用しており、保育の必要性のないこどもについても、保護者の都合等に合わせ必要に応じて利用しています。

【今後の方向性】

- ・認定こども園では、幼稚園型預かり保育について十分な提供量が見込まれます。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人日) |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 利用者数の見込み 【1号認定】 | 9,335 | 8,838 | 8,226 | 7,690 | 7,231 | |
| 利用者数の見込み 【2号認定】 | 12,634 | 11,961 | 11,132 | 10,408 | 9,786 | |
| 提供量の確保 【1号認定】 | 9,335 | 8,838 | 8,226 | 7,690 | 7,231 | |
| 提供量の確保 【2号認定】 | 12,634 | 11,961 | 11,132 | 10,408 | 9,786 | |
| 需給ギャップ 【1号認定】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 需給ギャップ 【2号認定】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・実利用人数に人口推計による変化率を乗じて算出しています。

(9) 時間外保育事業

【事業概要】

- ・保育所、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間（短時間保育：1日8時間、標準時間保育：1日11時間）以外の時間において、保護者のニーズに応じて、時間を延長して保育を実施します。

【今後の方向性】

- ・利用者の子育てと仕事の両立を支援するため、ニーズに合わせて利用時間を超えた保育を実施します。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--------|
| 利用者数の見込み | 678 | 645 | 623 | 596 | 572 | |
| 提供量の確保 | 678 | 645 | 623 | 596 | 572 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・実利用実績に推計人口の変化率を乗じて算定しています。

(10) 病児保育事業

【事業概要】

- ・病気や病気の回復期で、集団保育が困難な児童を、病児・病後児保育所（1箇所）で一時的に保育します。
- ・通常の病児・病後児保育に加え、病児送迎サービス³及び受診付添いサービス⁴を実施している。

3「病児送迎サービス」…保育所等に通所して、保育中に急な体調不良となった児童に対し、保護者の依頼により、看護師がタクシーで該当園に迎えに行き、かかりつけ医を受診した後に保育するもの。

4「受診付添いサービス」…急に体調不良となった児童を、保護者が直接病児・病後児保育所に連れてきた場合、看護師がタクシーでかかりつけ医に連れて行き、受診後に保育するもの。

ます。

- ・令和6年4月からは事前登録申請システムによりオンラインでの登録申請を可能にするなど、利用者の利便性の向上を図っています。

【今後の方向性】

- ・病児保育のニーズは高いものの、対象となるこどもの減少が見込まれるため、事前登録者数及び利用者数は減少していく見込みですが、引き続き保護者の子育てと就労の両立を支援するために、こどもが病気になった時に安心して過ごせる保育を提供していきます。
- ・庄内北部定住自立圏形成協定⁵に基づく協定自治体の相互利用についても、引き続き連携して行っています。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人日) |
|-------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 事前登録者数の見込み | 260 | 248 | 239 | 229 | 220 | |
| 利用者数の見込み | 549 | 525 | 506 | 482 | 464 | |
| 提供量の確保 【施設定員9人×290日】 | 2,610 | 2,610 | 2,610 | 2,610 | 2,610 | |
| 需給ギャップ | 2,061 | 2,085 | 2,104 | 2,128 | 2,146 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ひとり親世帯と共働き世帯を対象に、仕事を休んで病気のこどもの面倒をみた日数のうち、できれば病児・病後児保育施設を利用したいと思った日数から計上する手法が示されています。今回ニーズ調査等は実施していませんため、この手法を用いることはできなく、また、前期計画で仮に算出した結果、現状と大きく乖離した見込みとなることから、次のように算出しています。
- ・より現実的な見込み量として、登録数については、これまでの事前登録者数の伸び率を加味した上で、事前登録者率を各年の推計人口に乗じて算出しています。また、利用者数については、登録児童の年間利用率を各年の推計人口に乗じて算出しています。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

- ・小学校の放課後や長期休業期間、土曜日などに、保護者が不在となる小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。(25 箇所)

【今後の方向性】

- ・児童数は年々減少しますが、学童保育所の利用希望割合は増加していく見込みとなっており、令和8年度までは利用児童数が増加する見込みです。その後、令和9年度からは徐々に減少に転じる見込みです。
- ・適切に健全育成が図られるように、支援の単位（保育を提供するグループ）を概ね40人以下となるように努めていきます。

5 「庄内北部定住自立圏形成協定」…酒田市を中心に、生活・経済面で関わりの深い遊佐町、庄内町、三川町が連携・協力して圏域を形成し、住民生活に必要な機能を確保して人口定住や住みやすい地域社会を形成することを目指すもの。病児・病後児保育施設については、現在、酒田市以外では三川町に1箇所、庄内町に1箇所あり。

- ・待機児童が発生している学区については、ニーズの動向や児童数の推移等を見ながら、余裕教室やコミュニティセンターなどの地域資源の活用を検討していきます。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人) |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--------|
| 登録者数の見込み | 1,340 | 1,340 | 1,330 | 1,320 | 1,310 | |
| 提供量の確保 | 1,320 | 1,330 | 1,330 | 1,320 | 1,310 | |
| 需給ギャップ | △ 20 | △ 10 | 0 | 0 | 0 | |
| 潜在的待機児童も 含めた需要数 | 1,340 | 1,340 | 1,330 | 1,320 | 1,310 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、小学生のいる世帯の利用希望率をもとに算定する手法が示されており、この手法で算定した場合、現時点の登録率と同程度の利用希望率が得られます。
- ・しかし、近年の世帯環境により学童保育の利用率が上昇しているため、利用率の上昇率を加味したうえで、人口の変化率を乗じて利用者数を算出しています。

(12) 子育て世帯訪問支援事業<新規>

【事業概要】

- ・家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施するものです。
- ・サポートプランにより対象家庭、事業者、こども未来課で目標や課題を共有し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう努めます。

【今後の方向性】

- ・支援の必要な家庭に対し引き続き本事業の利用を勧め、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう努めていきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の「量の見込みの算出方法の考え方」により算定しました。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人日) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 利用者数の見込み | 270 | 270 | 270 | 270 | 270 | |
| 提供量の確保 | 270 | 270 | 270 | 270 | 270 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(13) 児童育成支援拠点事業<新規>

【事業概要】

- ・養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を

開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を把握し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

- ・児童育成支援拠点の整備により、養育環境に課題のある児童が安心して過ごすことができ、心身の安全の確保が期待されるため、実施を検討していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の「量の見込みの算出方法の考え方」により算定しました。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--------|
| 利用者数の見込み | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | |
| 提供量の確保 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(14) 親子関係形成支援事業<新規>

【事業概要】

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るものです。

【今後の方向性】

- ・事業の実施者は、児童にかかわる業務に従事していた経験等、適切にプログラムを実施できる必要があります。近隣市町の実施状況等を踏まえ、実施に向けて検討していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の「量の見込みの算出方法の考え方」により算定しました。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|--------|
| 利用者数の見込み | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | |
| 提供量の確保 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(15) 妊婦等包括相談支援事業<新規>

【事業概要】

- ・妊娠期から出産・子育てまで、妊婦・その配偶者等に面談し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施するものです。

- ・妊娠届出により5万円、産後申請により妊娠していたこどもの人数×5万円を支給する「妊婦のための支援給付」と一体的に実施します。

【今後の方向性】

- ・国の状況も踏まえ、妊娠期から子育て期まで必要な支援につながるよう対応していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・妊娠届出者数の推計値（人）に基本的な相談回数（3回）を掛けて計上しました。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人回) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 利用者数の見込み | 1,209 | 1,150 | 1,134 | 1,086 | 1,050 | |
| 提供量の確保 | 1,209 | 1,150 | 1,134 | 1,086 | 1,050 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(16) 乳児等通園支援事業<<新規>>

【事業概要】

- ・保育所等において、保育所等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対して、一定時間、適切な遊びや生活の場を提供します。
- ・利用する乳幼児とその保護者の心身の状況や養育状況の把握を行うとともに、子育てに関する情報提供や助言、その他援助を行います。

【今後の方向性】

- ・令和8年度からの事業実施に向け、必要な手続きを行います。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人日) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 利用者数の見込み | 0 | 136 | 136 | 130 | 124 | |
| 提供量の確保 | 0 | 136 | 136 | 130 | 124 | |
| 需要ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・利用者数の見込みについては、推計人口のうち保育所等を利用しない見込みの児童数（そのうち0歳児については、生後6カ月以上の児童が本事業の対象となる予定のため12分の6を乗じて算出した人数）に10/176時間を乗じ、更に12月を乗じて、単位を「人日」として計上しています。

(17) 産後ケア事業<<新規>>

【事業概要】

- ・出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行うものです。希望するすべての産婦が利用でき、宿泊型と通所型は産後4カ月未満、訪問型は産後1年未満まで利用できます。
- ・宿泊型と通所型は産科医療機関へ、訪問型は助産院に委託し実施します。

【今後の方向性】

- ・対象となる産婦は減少傾向ですが、産後も実家に里帰りをしなかったり、祖父母世代が就業し支援が手薄だったりする等の背景から、ニーズが高まり利用者数が増加しています。
- ・産後ケアのニーズや新規参入する事業者の動向を踏まえ、委託先等を検討していきます。

| | R7年度 (1年目) | R8年度 (2年目) | R9年度 (3年目) | R10年度 (4年目) | R11年度 (5年目) | (単位：人日) |
|----------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------|
| 利用者数の見込み | 222 | 217 | 213 | 206 | 201 | |
| 提供量の確保 | 222 | 217 | 213 | 206 | 201 | |
| 需給ギャップ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年の利用状況をもとに計上しました。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供について

認定こども園の普及については、市としても制度の趣旨を踏まえ、積極的に取り組んできました。今後は、教育・保育の需要量を注視しながら、適正な供給量の確保に努めていきます。

(2) 幼児期の教育・保育の推進について

保育所、認定こども園等、幼児期の教育・保育の質を常に向上させるとともに、すべてのこどもが就学前までに「生きる力」の基礎を獲得し、小学校生活にスムーズに馴染めるような環境整備をさらに進める必要があります。そのため、保育所、認定こども園等各施設の相互連携や小学校等との連携（幼保小連携）を強化し、情報共有や合同研修などの充実により相互理解をさらに深めていくことが重要です。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

本市における子育てのための施設等利用給付の対象として確認した特定子ども・子育て支援施設等は、令和6年10月1日時点で33施設となります。子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担軽減のため、市内に住所を有する認可外保育施設（2箇所）と平日8時間以上、年間200日以上の子育て事業を実施している認定こども園（10箇所）の預かり保育事業の利用料については、施設が保護者に代わって請求する法定代理受領を行っています。この法定代理受領による給付、その他の事業の利用に対する償還払いによる給付は、毎月の支給を基本としつつ、3カ月までまとめて請求することもできることとしています。また、子ども・子育て支援法に基づく事務にあたっては、適正執行に努め、施設等の運営状況、監査状況の情報提供、立入調査への同行等、県と連携し公正な支給に努めていきます。